

# 市政PR動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 事業名     | 市政PR動画制作業務委託  |
| (2) 事業内容    | 別紙のとおり  |
| (3) 履行期限    | 令和6年3月15日まで。ただし、11月初旬に開催する市主催の行事で、ダイジェスト版の動画を放映できるようなスケジュールで進めること |
| (4) 事業費の上限額 | 1,921,000円（消費税及び地方消費税込み）  |

## 2. 事業の目的

本市が今後も発展を続けていくためには、将来の都市の活力を担う子育て世代から「選ばれるまち」となることが不可欠である。都市公園が多く緑豊かな住環境、親子や子ども同士、親同士が気軽にふれあえる場の充実や地域ぐるみの子育て支援施策、地域全体で児童・生徒を見守り育て、児童・生徒が社会体験や自然体験を行える場づくりに取り組む教育施策などの、本市が持つ魅力を効果的に発信するため、市政PR動画の制作を行う。

## 3. 参加資格の要件

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (4) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。
- (6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

## 4. 日程

令和5年4月27日（木）：実施要領公表

令和5年5月17日（水）午後5時：質問書提出期限

令和5年5月23日（火）：質問に対する回答

令和5年5月26日（金）午後5時：プロポーザル参加意思表明書の提出期限

令和5年6月 7日(水)午後5時：提案書提出期限  
令和5年6月中旬(別途通知)：プレゼンテーション審査の実施  
令和5年6月中旬：評価委員会による評価  
(令和5年6月下旬：採用候補者の決定)  
令和5年6月下旬：結果の通知  
令和5年7月上旬：契約締結予定日

## 5. 資料の公表

### (1) 公表資料

- ① 市政PR動画制作事業公募型プロポーザル実施要領
- ② 市政PR動画制作業務委託仕様書
- ③ プロポーザル参加意思表明書(様式1)
- ④ 質問書(様式2)

### (2) 公表場所

各務原市公式ウェブサイト <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

## 6. 提出書類・場所・方法・期限

### (1) 参加への意思表明時

#### (ア) 提出書類

プロポーザル参加意思表明書

#### (イ) 提出場所

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 各務原市役所3階 市長公室広報課

#### (ウ) 提出方法

郵送又は持参

#### (エ) 提出期限

令和5年5月26日(金) 午後5時まで(持参・郵送とも、必着)

### (2) 企画提案書の提出時

#### (ア) 提出書類

○企画提案書 簡易製本(袋とじ)し、正本として1部、副本を10部提出すること。  
なお、正本には、表紙に代表者印等を押印すること。

様式は任意とし、A4判縦長横書き左綴じとし、目次の作成及び下部へのページ番号の記載をすること。A3判を使用する場合は、A4判に織り込むこと

下記について記載すること

- ・会社概要
- ・業務の実施体制
- ・撮影及び編集スケジュール

- ・企画のコンセプト（タイトル、内容、登場人物、撮影場所、活用方法など）
- ・動画の制作実績及びコンクール等での受賞実績 など

○見積書 代表者印等を押印し、あて先は各務原市長とすること。合計額（消費税込み）とその内訳書を添付すること。

○これらを保存した CD-ROM または DVD-ROM

(イ) 提出場所

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 各務原市役所3階 市長公室広報課

(ウ) 提出方法

郵送又は持参

(エ) 提出期限

令和5年6月7日（水） 午後5時まで（持参・郵送とも、必着）

7. 実施要領に対する質問及び回答

(1) 質問期限及び方法

- ・期限 令和5年5月17日（水） 午後5時必着
- ・方法 koho1@city.kakamigahara.gifu.jp へEメールを送信

(2) 回答方法

令和5年5月23日（火）までにウェブサイトに掲載

8. 審査及び評価について

(1) 審査の方法

企画提案書類及び本プロポーザル参加者によるプレゼンテーションにより、審査を行う。詳細は、本プロポーザルへの参加意思を表明したのに対し、改めてEメールで通知する。

(2) 評価について

「各務原市市政 PR 動画制作業務委託事業者選定評価表」に基づき、評価審査会にて評価を行う。

(3) 選定の方法について

ア 評価審査会委員の審査点の合計が最も多いものを事業者として選定する。ただし、いずれかの委員の点数が、評価項目の合計点数の1000分の600に満たない提案者は、採用しないものとする。

イ 各委員の審査点の合計点数の最も多い参加者が複数あったときは、アの但し書きの提案者を除くこれらの者のうち、「動画内容」における各委員の審査点の合計点数の最も多い参加者を事業者とする。「動画内容」における各委員の評価点の合計点数の最も多い参加者が複数あったときは、委員長が提案採用者の候補を決定するものとする。

(4) 選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。なお、審査結果につい

て、異議申し立ては受け付けない。

(5) 選定の結果、提案採用者の候補となった者と随意契約の交渉を行う。

## 9. 契約事項

(1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。

(2) 「10. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。

(3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

## 10. 資格喪失

(1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。

(3) 「9. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

## 11. その他

・提案に要する費用については、提案者の負担とする。

・企画提案書等の提出を郵送で行う場合は、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。

・本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

## 12. 担当連絡先（事務局）

各務原市役所 市長公室広報課 担当：大園

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

TEL：058-383-1900

Eメール：koho1@city.kakamigahara.gifu.jp